博多祇園山笠公式キャラクター

博多祝い鯛®

利用のガイドライン

株式会社 西日本新聞トップクリエ

博多祇園山笠公式キャラクター「博多 祝めで鯛」の利用をご希望の皆さまへ

このガイドラインは、博多祇園山笠公式キャラクター「博多 祝めで鯛」のイラスト・ロゴの利用にあたって必要な事項を記載したものです。利用の申請をされる前に必ずお読みください。

目　次

■「博多 祝めで鯛」とは？ …… 2
■「博多 祝めで鯛」イラスト・ロゴ利用の流れ …… 3
① 申請の前に …… 5
② 利用許諾申請書の提出 …… 5
③ 利用許諾申請書の受理・審査 …… 6
④ 利用許諾契約 …… 6
⑤ 利用許諾通知書の発行 …… 6
■イラスト・ロゴの利用方法 …… 7
① キャラクターカラー設定 …… 7
② ロゴタイプカラー設定 …… 9
② キャラクター基本デザイン …… 10
③ キャラクターバリエーション …… 11
④ ロゴタイプデザイン …… 13
⑤ キャラクター＋ロゴ …… 14
■利用にあたっての注意・禁止事項 …… 15
① イラスト・ロゴの利用に関する禁止事項 …… 15
② デザインに関する禁止事項 …… 16
■食品への利用にあたって …… 17
■「博多 祝めで鯛」イラスト・ロゴ利用に関する問い合わせ …… 17

「博多 祝めで鯛」とは？

福岡県を代表する全国区の祭り「博多祇園山笠」（以下、山笠）の初の公式キャラクター。山笠を広くＰＲし、より多くの方々に祭りに親しんでもらうための“山笠広報大使”であり、福岡の街や人々を盛り上げるために活躍します。櫛田神社での御祈願も受けた、大変縁起のよい存在。博多弁の語尾に付ける「～たい」や博多 祝い歌の「祝いめでた」にちなんでおり、山笠を奉納する櫛田神社の夫婦恵比須大祭で奉納される「鯛」がモチーフです。

祭りは山笠（やま）のぼせの男性の情熱と、それを支えるごりょんさん（博多の奥さん）の力添えが必須。カップルで行動します。

プロフィール

七百七十余年前から福岡市博多区・櫛田神社に住む精霊。温和でフレンドリーですが、山笠の時期には熱気にあふれ、頼もしいパワーを発揮します。

おいさ（雄伊沙）OISA

山笠で速く走るときの掛け声「おいっさ」から命名。山笠のぼせで水法被姿が粋です。

きおい（貴緒衣）KIOI

山笠と舁き手を清める「勢い水」から命名。かっぱう着姿でハツラツと直会（なおらい）の準備をします。

「博多 祝めで鯛」イラスト・ロゴ利用の流れ

有償利用の場合

利用目的

- 商品（本体、パッケージなど）への利用
- ノベルティー・PR 用グッズへの利用
- その他営利目的での利用

など

「博多 祝めで鯛」利用のガイドラインを読み、内容を把握

▼

「博多 祝めで鯛」利用許諾申請書（有償用）の提出

▼

申請書の受理・審査

▼

「博多 祝めで鯛」利用許諾契約の締結

▼

「博多 祝めで鯛」利用許諾通知書とイラスト・ロゴデータの送付

▼

利用開始

「博多 祝めで鯛」イラスト・ロゴ利用の流れ

無償利用の場合

利用目的

- 公用または公共用での利用
- 公益的な活動での利用
- その他非営利目的での利用

など

「博多 祝めで鯛」利用のガイドラインを読み、内容を把握

▼

「博多 祝めで鯛」利用許諾申請書（無償用）の提出

▼

西日本新聞トップクリエにて申請書の受理・審査

▼

「博多 祝めで鯛」利用許諾通知書とイラスト・ロゴデータの送付

▼

利用開始

①申請の前に

「博多 祝めで鯛」イラスト・ロゴの利用には申請書の提出が必要です。本書に記載する申請から利用までの流れ、イラスト・ロゴの利用方法、利用に際しての注意事項などをご理解のうえ、利用許諾申請書（様式 A1〔有償用〕または A2〔無償用〕）の提出をお願いします。

【利用の対価】

「博多 祝めで鯛」イラスト・ロゴの利用は有償です。利用の対価は次の通りです。

「博多 祝めで鯛」イラスト・ロゴ利用の対価
■一時金　30,000 円
■利用料　販売価格（希望小売価格）× 生産数 ×3%
※詳しくは契約時に説明および確認の上決定します。

ただし、下記の目的での利用については無償です。

【無償利用の例】

＜申請不要＞

●報道目的に利用するとき

＜申請必要＞

●公用または公共用に利用するとき
●公益的な活動に利用するとき
●非営利目的で利用するとき
●その他公益上の観点から無償が適当と認められるとき

②利用許諾申請書の提出

【申請書のダウンロード】

『博多祇園山笠公式キャラクター「博多 祝めで鯛」利用許諾申請書』（様式Ａ１、様式Ａ２）は、西日本新聞トップクリエホームページ内の下記 URL からダウンロードしてください。

※有償用と無償用で提出する様式が異なりますのでご注意ください。

http://www.top-crea.jp

【提出方法】

「博多 祝めで鯛」利用許諾申請書（様式Ａ１またはＡ２）に記入のうえ、郵送、持参、FAX、メールのいずれかの方法で、下記の事務局まで提出してください。

※食品への利用（有償）の場合、利用許諾申請書と併せて、製造もしくは販売に係る保健所の許可書（写し）または業務開始報告書の提出が必要となります。

【事務局】

〒810-0001　福岡市中央区天神 1-4-1　西日本新聞会館 10F
株式会社 西日本新聞トップクリエ内 「博多 祝めで鯛」事務局

【申請内容を変更する場合】

申請内容に変更がある場合、「博多 祝めで鯛」利用許諾変更届（様式 B１または B２）に記入のうえ、提出してください。

【申請を取り下げる場合】

申請を取り下げる場合、「博多 祝めで鯛」利用許諾取り下げ届（様式 C１または C２）に記入のうえ、提出してください。

③利用許諾申請書の受理・審査

利用許諾申請書が事務局に到着後、博多祇園山笠振興会および事務局で申請内容を審査します。

【有償利用の場合】

申請内容が認められた場合、利用許諾契約の手続きに移ります。
審査の結果、利用許諾できない場合は、利用不許諾通知書（様式Ｅ1）で通知します。

【無償利用の場合】

申請内容が認められた場合、利用許諾通知書（様式Ｄ2）で通知します。

次項の「④ 利用許諾契約の締結」の手続きは必要ありません。利用許諾通知書とイラスト・ロゴの利用に必要な画像データ等（以下、「画像データ等」という）の受領後、ご利用いただけます。

利用許諾できない場合は、利用不許諾通知書（様式Ｅ2）で通知します。

④利用許諾契約

審査の結果、利用を許諾する場合、「博多 祝めで鯛」利用許諾契約を締結します。

- 事務局より、契約日をお知らせします。
- 契約は事務局内で行います。お知らせした期日にご来訪ください。
- 契約の有効期間の開始日(「発効日」)は、利用許諾契約書に定める日(ある月の１日)とします。
- 契約期間は、契約の「発効日」から１年単位の期間です（1、2、3、…、○年間）。
  （例）平成 28 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日
- 契約締結後、イラスト・ロゴ利用商品の見本または利用が確認できる写真を提出してください。

⑤利用許諾通知書の発行

有償利用の場合、利用許諾契約の締結後、利用許諾通知書（様式 Ｄ1）と画像データ等を送付します。契約の「発効日」よりご利用いただけます。

無償利用の場合、利用が認められれば、利用許諾通知書（様式 Ｄ2）と画像データ等を送付します。利用許諾通知書と画像データ等の受領後、ご利用いただけます。

イラスト・ロゴの利用方法

キャラクターカラー設定〔フルカラー〕

カラーで使用する際は、下記の指定色に従ってください。
使用する素材などによってプロセスカラー（CMYK）の色指定ができない場合は、
可能な限り指定色に合わせるようにお願いします。

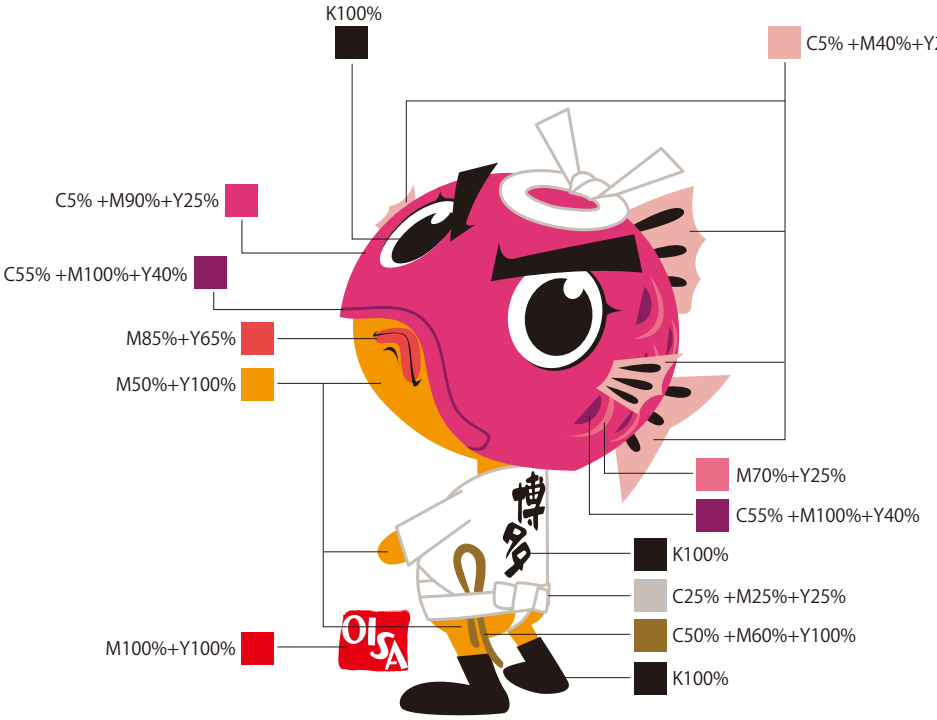

雄伊沙（おいさ）（男性的な妖精）

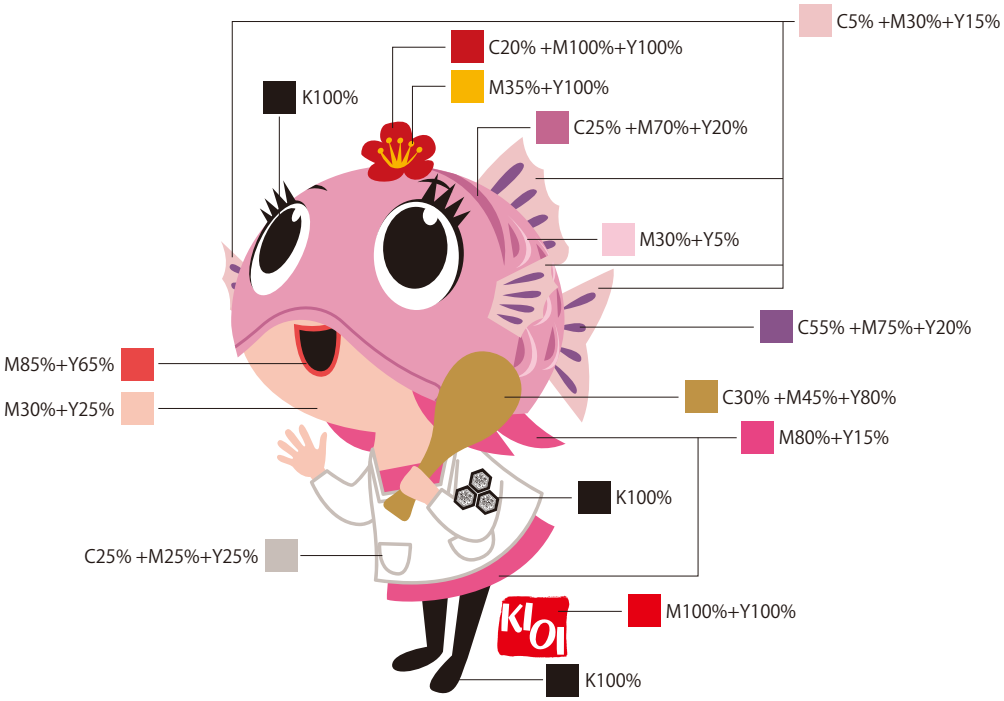

貴緒衣（きおい）（女性的な妖精）

キャラクターカラー設定〔モノクロ〕

モノクロで使用する際は、下記の指定色に従ってください。

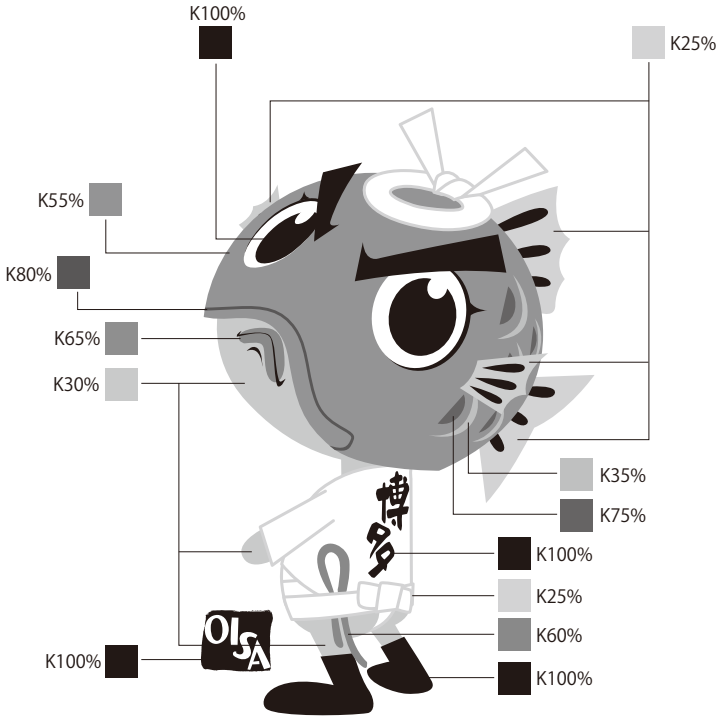

雄伊沙（男性的な妖精）

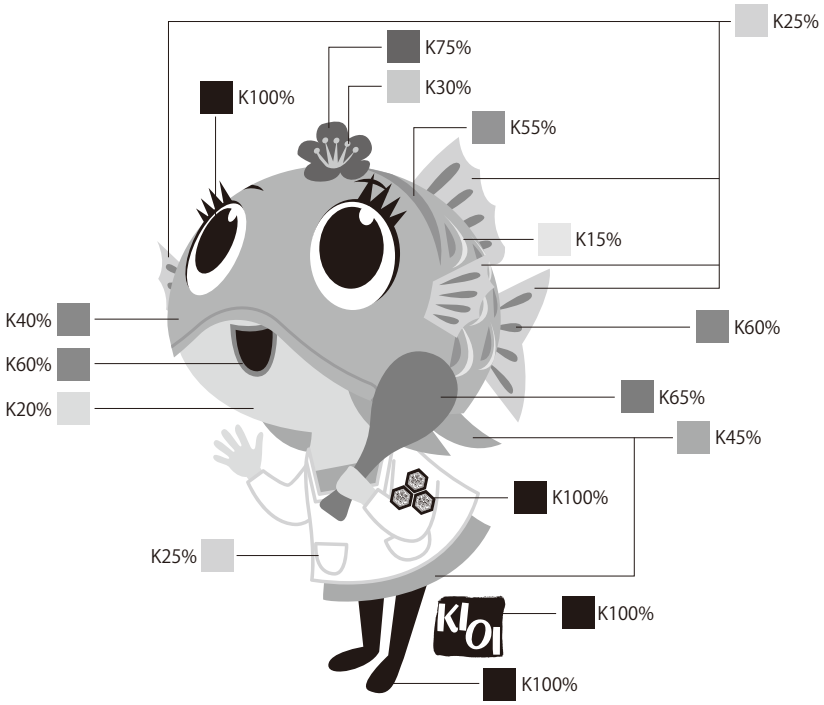

貴緒衣（女性的な妖精）

ロゴタイプカラー設定〔フルカラー／モノクロ〕

カラー／モノクロで使用する際は、下記の指定色に従ってください。
使用する素材などによってプロセスカラー（CMYK）の色指定ができない場合は、
可能な限り指定色に合わせるようにお願いします。

■ロゴタイプ（ヨコ）

■ロゴタイプ（タテ）

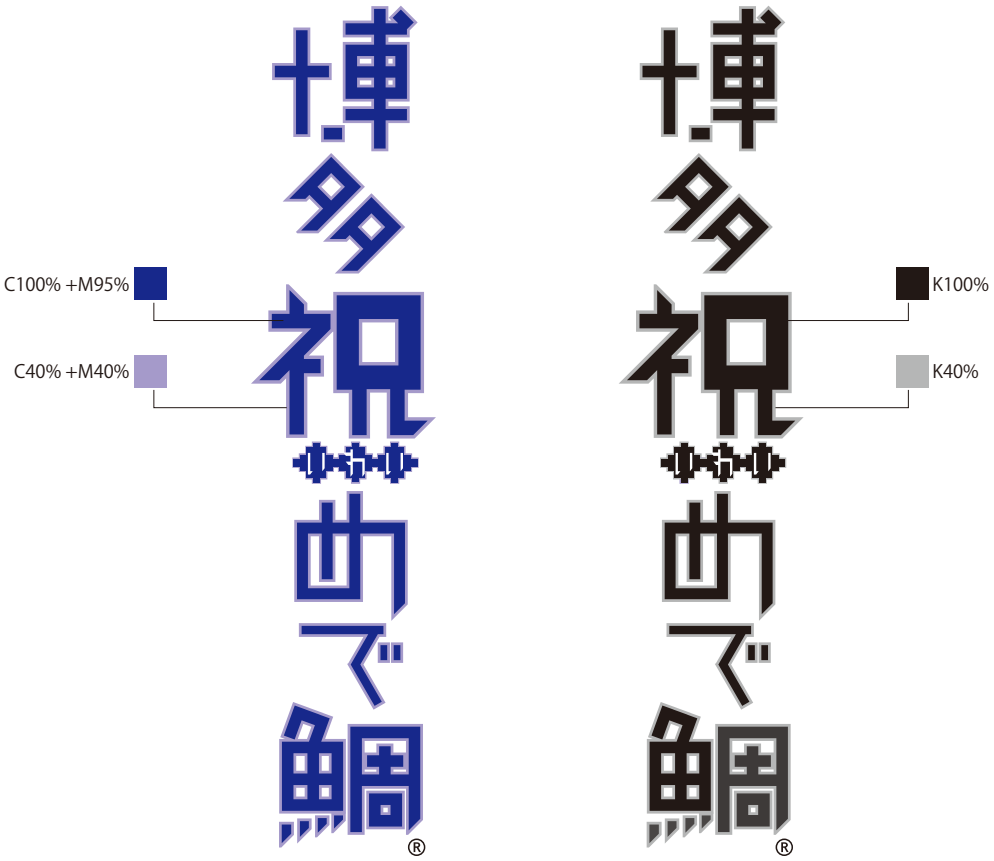

キャラクター基本デザイン〔おいさ／きおい〕

■基本パターン（フルカラー）

■基本パターン（モノクロ）

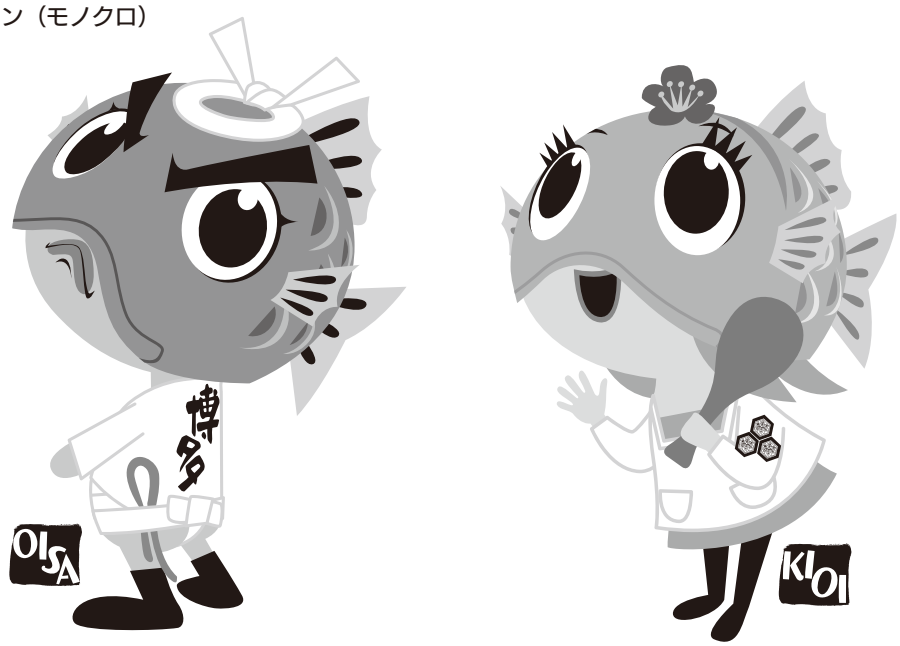

■最小推奨サイズ

キャラクターバリエーション〔おいさ〕

■バリエーション（フルカラー）

■バリエーション（モノクロ）

キャラクターバリエーション〔きおい〕

■バリエーション（フルカラー）

■バリエーション（モノクロ）

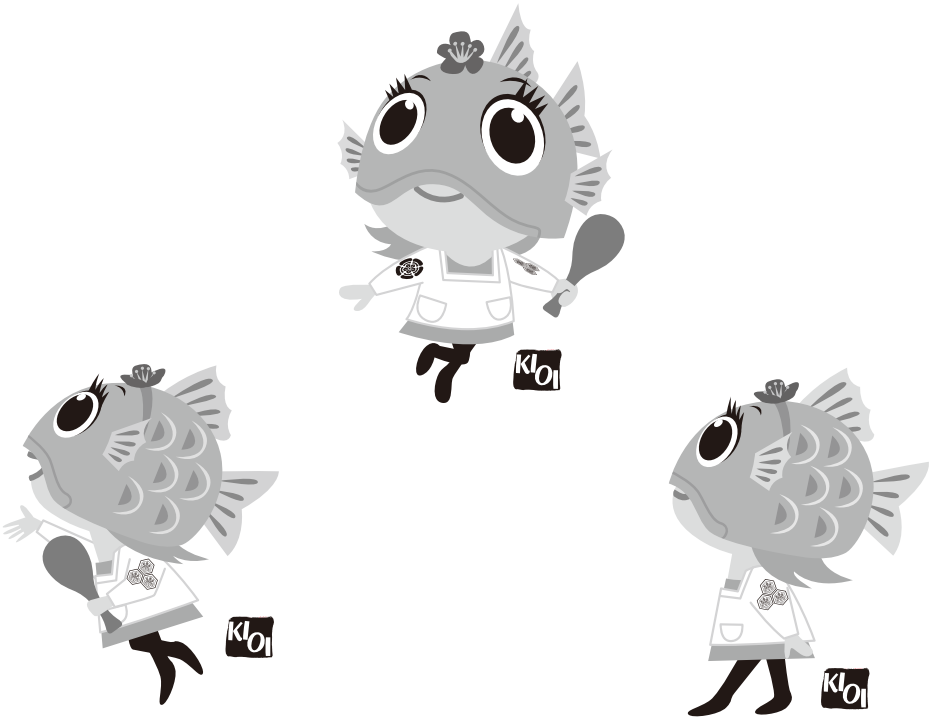

ロゴタイプデザイン

■ロゴタイプデザイン（ヨコ）

博多 祝い酒で鯛®

博多 祝い酒で鯛®

博多 祝い酒で鯛®

博多 祝い酒で鯛®

博多 祝い酒で鯛®

博多 祝い酒で鯛®

■ロゴタイプデザイン（タテ）

博多 祝い酒で鯛®

博多 祝い酒で鯛®

博多 祝い酒で鯛®

博多 祝い酒で鯛®

博多 祝い酒で鯛®

博多 祝い酒で鯛®

キャラクター＋ロゴ

キャラクターとネーミングロゴの組み合わせの例です。

利用にあたっての注意・禁止事項

①イラスト・ロゴの利用に関する禁止事項

「博多 祝めで鯛」イラスト・ロゴの利用は、このガイドラインに規定する利用方法に従って利用してください。次に挙げる利用は禁止します。

(1) 博多祇園山笠および「博多 祝めで鯛」の品位を傷つける恐れがある場合

- 博多祇園山笠および博多祇園山笠振興会の名誉を毀損し、信用を損ねる恐れのある利用は禁止します。
- 「博多 祝めで鯛」のイメージを損なう恐れがある利用、その他公序良俗に反する利用は禁止します。

(2) 他者の権利を侵害する、または侵害の恐れがある場合

- イラスト・ロゴの利用商品が、他者の著作権、商標権、意匠権等の知的財産権ならびにその他の権利を侵害する、または侵害の恐れがある利用は禁止します。
- イラスト・ロゴの利用によって第三者の権利を侵害しないことを保証しません。

(3) 利用商品の識別力を失わせる、または利用商品の品質を誤認させる恐れのある場合

- イラスト・ロゴの利用によって他の商品と混同する恐れがある場合や、利用商品の品質の誤認を招く恐れがある場合は利用できません。

(4) 特定の個人・企業／団体を支援し、または公認するような場合

- 「博多 祝めで鯛」は博多祇園山笠の公式キャラクターです。特定の個人、企業・団体を支援または公認するような利用はできません。
- 政治、宗教活動等への利用はできません。ただし、博多祇園山笠の奉納神社である櫛田神社の利用についてはこの限りではありません。

(5)「博多 祝めで鯛」に特定の性格やイメージを持たせるような場合

- 「博多 祝めで鯛」のプロフィールに合致しないような性格やイメージを持たせる、または連想させるような利用はできません。
  （例）特定の年齢を設定する／「おいさ」または「きおい」が飲酒、喫煙をする／「おいさ」または「きおい」に家族が存在する／とんこつラーメンが好きなど
- 「博多 祝めで鯛」の「おいさ」および「きおい」にセリフを付けることは原則として禁止します。

(6) その他「博多 祝めで鯛」の利用が適当でないと認められる場合

- 上記の他、事務局および博多祇園山笠振興会が利用を不適当と認める場合、利用を許諾できないことがあります。

②デザインに関する禁止事項

「博多 祝めで鯛」イラスト・ロゴのデザインに関して、以下の禁止事項を定めています。利用される際には以下に該当することがないよう十分にご注意ください。

(1) イラスト・ロゴを変形させること

●イラスト・ロゴのタテやヨコの比率を変えたり、変形したりすることはできません。サイズのみ変更できます。サイズの規定に関しては 7P の「イラスト・ロゴの利用方法キャラクターデザイン」をご参照ください。

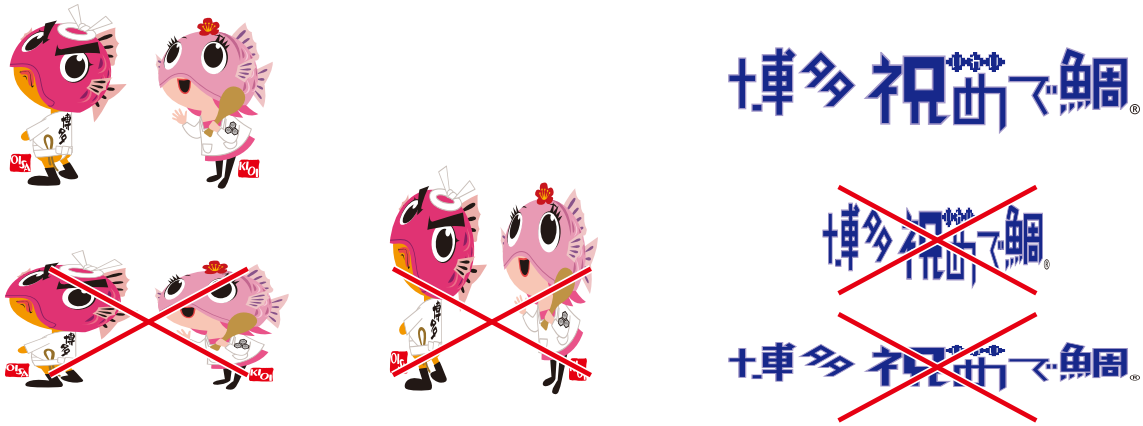

(2) イラスト・ロゴの一部のみを利用すること

●利用商品の本体やパッケージ等に、イラスト・ロゴの一部のみを利用したり、イラスト・ロゴが切れたりしてしまうような利用はできません。

(3) イラスト・ロゴの指定カラーを変えること

●イラスト・ロゴのカラー設定は指定されています。指定色以外の色は使わないでください。カラー設定に関しては7～9Pの「イラスト・ロゴの利用方法 カラー設定」をご参照ください。

(4) イラスト・ロゴのシルエットを利用すること

●イラスト・ロゴのシルエットの利用はできません。必ず指定のカラーかモノクロでご利用ください。

(5) イラスト・ロゴの近くに他の商標、商号、ロゴなどを置くこと

●「博多 祝めで鯛」が他の団体や活動を支援しているという誤解を招く恐れがあるため、イラスト・ロゴの近くに他の商標、商号、ロゴなどを置いて利用することはできません。

(6) イラスト・ロゴに他のイラスト、文字、写真等を重ねること

●イラスト・ロゴに他のイラスト、文字、写真が重ならないようにしてください。また、「おいさ」及び「きおい」のイラストとロゴ同士が重なるような利用もできません。

(7) イラストにモノを持たせること

●「おいさ」および「きおい」のイラストに特定のモノを持たせることはできません。決められた基本デザイン、バリエーションのみ利用できます。7～12P の「イラスト・ロゴの利用方法キャラクター基本デザイン」及び「キャラクターバリエーション」をご参照ください。

食品への利用に関して

食品への利用に関しては、以下の規定がありますのでご注意ください。

- 国内で製造されたものに限ります。
- 製造もしくは販売に係る保健所の許可書（写し）または業務開始報告書の提出が必要です。
- 食品のうち弁当、惣菜、生鮮食品への利用は、福岡県内で製造され、かつ福岡県内で販売されるものに限ります。
- 食品への利用の場合は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（JAS 法）の表示義務を順守するとともに、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示が必要です。
- 食品への使用の場合は、食品衛生法の表示義務に基づくアレルギー表示が必要です。

「博多 祝めで鯛」イラスト・ロゴ利用に関する問い合わせ

「博多祝めで鯛」事務局

〒810-0001　福岡市中央区天神 1-4-1　西日本新聞会館 10F

西日本新聞トップクリエ内

☎092-711-5061（営業部）

受付時間：10：00 ～ 17：30（土・日曜、祝日を除く）

※本書に記載の内容を無断で複製、転載することを禁じます。